

東日本経友会通信

日本の「技能実習制度」意外な評価

失踪や法外な手数料の問題がクローズアップされ、人権侵害と批判されてきた外国人技能実習制度。後継となる新制度「就労育成」を創設する法律が6月14日に成立し、技能実習は移行期間を含め、2030年ごろまでに廃止される見通しだ。

ところが、5月末に経済協力開発機構（OECD）が公表した報告書は、技能実習にも「維持すべき機能がある」と評価した。評価が悪いとされてきた制度だが、なぜOECDは一定の評価をしているのか。

低賃金、不当解雇、強制帰国、セクハラ、暴力、パワハラ、妊娠・出産問題等、劣悪な職場環境に耐え切れなくなった実習生が失踪することで国際社会から「奴隷制度」「人身売買」と厳しく批判されてきた。

その一つが、米国務省の人身取引報告書だ。01年から毎年、各国の対策を評価し、技能実習には労働搾取の側面があると指摘、23年の報

告書では、日本は4段階のうち評価が高い方から2番目の「対策不十分」とされた。

「人身売買は不当」

OECDが都内で開催したシンポジウムで、外国人移民政策アナリストはこう答えた。「他国にも同じような問題は存在し、日本だけが例外とするのは妥当ではない。改善の余地はあるが「人身売買」という批判は当たらない。他国も同じ問題に直面している」と分析した。

入国前のブローカーへの高額な手数料要求も他国でも共通して見られる問題であり、転籍制限も各国で存在する。

一方で技能実習生の失踪率は3%以下だが、韓国の19%、イスラエルの18%に比べて低かった。

外国人技能実習機構や監理団体、技能実習生にとってわかりにくいという難点はあるが、支援の仕組み自体は「維持すべき」と評価した。

現制度上での受入れはいつまで

2027年施行日の前日までの許可は現制度の許可と思われる。従いまして、施行日から約3年間は現制度と新制度の両制度を運用することになると予想されます。

また、その3年間に現在の移行業種で新制度上では移行できない業種の追加の調整が進められていくものとみられます。

OECDとは

OECD（経済協力開発機構）の本部はフランスのパリに置かれております。

第2次世界大戦後、米国のマーシャル国務長官は経済的に混乱状態であった欧州各国を救済すべきとの提案を行い、「マーシャルプラン」を発表しましたが、これを契機として、欧州16か国で、1948年4月に、OECC（欧州経済協力機構）が発足しました。これが、OECDの前身にあたります。その後、欧州経済の復興に伴い、1961年9月に、OECC加盟国に米国とカナダが加わり新たに、OECDが発足しました。日本は、1964年に加入国となりました。

OECDの目的・活動は、先進国の自由な意見交換・情報交換を通じて、①経済成長 ②貿易自由化 ③途上国支援（これを「3大目的」といいます）に貢献することを目的としております。

EU加盟国（22か国）以外では、日本、イギリス、アメリカ。カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、アイスランド、トルコ、韓国、チリ、イスラエル、コロンビア、コスタリカとなります。

「最低賃金引き上げ目途、協議始まる」

中央最低賃金審議会が6月25日から始まる。現在の全国平均時給は1004円。23年度に目標としてきた千円に初めて到着し、岸田首相は昨年8月末、「30年代半ばまでに1500円」とする新目標を表明。今月に入り「骨太方針」では、前倒し達成を目指す」と明記した。

「育成就労法」施行時期について

今国会で改正法案が成立したことで、法案では「準備行為に係る部分を除き」、公布の日から起算して3年を超えない範囲とされています。

監理団体（監理支援機関）の要件等も改められ、周知や準備期間などもあるため、3年後（2027年）の施行が目処となると思われます。